

令和3年(ワ)第18684号中央新幹線工事差止等請求事件

原告 朝倉正幸ほか15名

被告 東海旅客鉄道(株)

2023年10月3日

東京地方裁判所民事第12部甲合議B係 御中

原告朝倉正幸ら訴訟代理人

弁護士 梶 山 正 三

弁護士 樋 渡 俊 一

裁判官忌避申立書

第1 忌避申立の趣旨

高木勝巳裁判長裁判官、馬場潤裁判官及び三井みのり裁判官に対する
忌避申立は、いずれも理由があるものと認める。

との裁判を求める。

第2 忌避申立の理由

1 事案の解明を妨げる訴訟指揮

2023年4月11日の頭弁論期日において、原告は原告第8準備書面(疎甲2)を提出し、その中で被告に対し、11項目にわたる“求釈明”を提示した。その主たるものは以下のとおりである。

第1に、悲惨な事故を起こした外環道と同じ大深度大口径土圧式シールド工法を採用した所以及びそれを以て安全な工法と主張する工学的根拠について。

第2に、地下水压との関係で被告が NATM 工法を採用することは困難と述べていることから、被告が調査したと称する地下水压の外環道と本件北品川工区における相違等に関して説明を求めた。

第3に、北品川工区におけるトンネル掘削が停滞している現実を踏まえ(2023年9月現在、少しだけ進んだが同様の停滞状態にある)、地質、地下水条件等と被告の採用した工法が合理的である所以に関して釈明を求めた。

第4に、被告による**必須と思われる事前調査の結果がほとんど隠蔽**されていることから、土質、地下水等に関して当然あるべきデータ等の開示を求めた。

第5に、大深度大口径土圧シールド工法において、ジャッキによる推進力が限界に近いのではないかと、さらに、その点に関して外環道の悲惨な事故の二の舞になるのではないかと懸念に応えるように釈明を求めた。

第6に、気泡剤を塑性流動化剤として用いることは、外環道と同様の悲惨な陥没事故を惹起する危険が予想されるので、それに関する説明を求めた。

以上は、求釈明に係る事項の要点だが、原告代理人梶山は口頭でその要旨を述べた。これに対して高木勝巳裁判長裁判官は、被告代理人に対して、要旨以下のとおり述べた。

「原告から求釈明が出ているが、被告がそれに答えるか否かについては、裁判所としては何も言わない。」

要するに、原告による求釈明に応じるか否かは被告の勝手、裁判所は一切

関与しないと云うことを明言したのであった。

原告の提示した、被告に対する求釈明は、現実には北品川工区において、トンネル掘削工事が 2021 年 10 月の調査掘進の開始から、1 年 6 ヶ月も経過しているのにわずか 50m 掘進しただけで停滞している事実から、被告による事前調査の不備、工法選択の誤り、さらには、塑性流動化剤(気泡剤)を使用していることによって、外環道における悲惨な地盤陥没事故の二の舞を犯す危険性を正面から問題にするものであって、本件の審理において、全て必要不可欠な事項であった。

これに対する裁判所の上記応答は通常為されるべき訴訟指揮権の行使を自ら放棄し、事案の解明を妨げるものであった。裁判所の対応としては、原告の提示した求釈明事項に関して、その内容を吟味し、事案の解明に必要な事項に関しては求釈明に応じるように被告に促すのが当然である。

原告の提示した求釈明の重要性は、技術的、工学的事項を多く含むので裁判所には容易に理解できなかったのかも知れない。そうであれば、原告に対して、それについて、説明を求め、あるいは被告に対して、釈明を求めたうえで、11 項目の求釈明に対して、可能な限り答えるように訴訟指揮を行うのが当然であり、かつ、必要不可欠である。

ところが、前記準備書面が陳述された直後に、前記の通り「答えるか否かは被告の勝手」という訴訟指揮権の積極的な放棄は、裁判所は、そもそも、求釈明の内容を**理解する努力さえも怠った**という証左である。つまり、「**原告の求釈明の実質的内容を理解していないし、理解する気もない。被告は、好きなようにすれば。**」ということなのである。

このように不貞腐れた裁判所が本件の審理に当たる資格はない。そもそも、裁判所としての体を為していないというべきである。

2 被告による情報隠蔽を助長

裁判所の上記不貞腐れた対応に便乗して、被告は、原告による求釈明に対してほとんど応えず、従来から顕著であった本件の解明に必要不可欠な“情

報のほとんどを隠蔽”という態度を助長することとなった。

3 訴訟指揮権の不行使を再び宣言

2023年6月27日の口頭弁論期日において、原告は、**原告第9準備書面**
(疎甲3)を提出し、その中で裁判所に対する要望として以下のとおり指摘した(同書面16～17ページ)。

第1に、「求釈明に応じるか否かは、被告の勝手」という対応を改め、求釈明の意味を自ら理解した上で、事案を理解し、積極的にその解明に当たること。

第2に、原告らによる意見陳述や、原告代理人による準備書面の口頭説明の際、パワーポイントの使用など映像を用いることを許可されたい。これは、裁判所自体が内容を理解するのに資するものであり、事案の性質上、映像を駆使しての説明は不可欠と考える。

第3に、本書面の冒頭に掲げた「原告ら」(当時は15名であったが、現在は16名)、と訴訟代理人梶山正三、同樋渡俊一を解任した9名の原告(現在は8名)とは、訴訟上の主張内容、訴訟遂行の方針が異なるので、次回期日からは弁論を分離すること。

上記要望に対して、高木勝巳裁判長裁判官は、上記に関して、上記代理人らに何らの説明を求めることも、また、何らの説明もすることなく、訴訟指揮権の不行使に関して、何らの説明もすることなく、口頭で以下のとおり答えた。

「**求釈明に応えるか否かは、被告の勝手、パワーポイントの使用は認めない。**」さらに、弁論分離の要請に対しては、「**弁論分離は裁判所の権限だから**」と発言し、当事者(原告朝倉正幸らと分裂した原告9名)の意向、弁論分離の必要性に関して分裂した原告9名(現在は8名)の意見を聞こうとしなかった。

まず、特筆すべきは、「**被告の勝手**」という言葉を自ら使って、訴訟指揮権の積極的放棄を何らの理由も説明もなく、また、原告らの意見を全く聞こ

うともせず、再度宣言したことである。

求釈明の内容を自ら咀嚼し、理解した上で、被告が応答すべきか否かについての訴訟指揮であれば、原告らとしても許容する余地はある。しかし、前記の通り、そもそも裁判所は、求釈明の意味・内容を理解する以前に、「**被告の勝手**」発言を繰り返しているのである。

事案を理解し、解明する努力を放棄し(放棄というか、正に「やる気がない」ことを積極的に宣言)そのための当事者の努力をも封じるかのような対応は、到底認められない。このような裁判官らは即時に辞めて貰わなければならない。

4 時代錯誤

技術的、科学的問題の説明には、多数の図表等の使用が不可欠であり。加えて、これらの問題は多くの裁判官にとって親しみにくいものである。映像を用いた説明は、裁判所の理解に大いに資するものであり、さらに、傍聴人に対する関係でも映像の使用、それらを用いた説明は、内容の理解に大いに資するものであって、憲法で保障されている裁判の公開原則にも適うものである。

20～30年も昔ならば、上記に関して無理解な裁判官もいたかも知れないが、現在では、上記趣旨でパワーポイント等を使用することは、ほとんどのコートで常識化していると言っても過言ではない。

現在の裁判体は、上記の意味で時代錯誤の感覚に取り憑かれており、そのかび臭い感覚は改められなければならない。

5 権限濫用～聞く耳持たず

弁論分離に関しては、原告朝倉正幸らの要望に関しては、結論を述べず、分裂後の他の原告の意見を聞くこともせず、二言目には「裁判所が決めることだから」と述べ、本件6月27日の期日から、本日の期日(10月3日)に至るまで、弁論分離に関して、何らの対応もしようとしない。

裁判所には多くの訴訟指揮権が与えられている。しかしながら、これらの権限は、事件の正しい解決のために、行使されなければならない、その行使に際しては、常に当事者の意向を丁寧聞き、事案の内容を理解した上で、それらに基づいて行使されるべきものであることは言うまでもない。

しかしながら、本件を担当する3名の裁判官は、事案の解明に怠惰であり、権限の行使に関しては当事者の意向に配慮することなく、一方的である。権限の濫用は顕著であって、正に“最悪の裁判所”と言うにふさわしい。

6 要請書の提出

原告朝倉正幸らは、2023/9/20 付けで「訴訟の進行及び訴訟指揮権の行使に関する要請書」(疎甲 1)を上記3名の裁判官で構成する裁判体に対して提出した。

7 前回期日(2023/6/27)以降の関連する経緯

2023/7/3 付けで裁判所から「事務連絡」というファックスが送られてきた(疎甲 4)。

原告朝倉正幸らの呼称を恣意的に(同原告らの意見を聞こうともせず)「原告江田ら」とし、原告朝倉正幸らに含まれない他の原告を一括して「原告三木ら」と呼称するというのである。2つ問題がある。

第1に、原告団の呼称をどうするかは、裁判所の権限ではない。原告らの意見を全く聞こうともしないのは、この裁判体の**聞く耳持たずの体質**を表している。

第2に、上記事務連絡によると、次回期日(10/3)は、原告朝倉正幸らが6/27以来要請してきた「弁論分離」を行わないという裁判所としての意向が明らかであり、その対応の遅さ、訴訟進行への真摯さの欠如が明らかであった。

第3に、2023/9/21 付けで裁判所から再度「事務連絡」のファックスが送られてきた(疎甲 5)。

原告朝倉正幸ら代理人樋渡俊一を殊更に「原告江田ら代理人」と表示し、

後述する「**訴訟の進行及び訴訟指揮権の行使に関する要請書**」(疎甲 1)において、既に本書面を提出する原告ら 16 名について「原告朝倉正幸ら」という呼称を使用する旨宣言しているのに、その直後に(疎甲 1)は 9/20 の 19 時にファックス送信し、(疎甲 5)は、9/21 の 19 時過ぎにファックスで送られてきた)、裁判所が恣意的に押しつけてきた「原告江田ら」という呼称を用いてきた。些細なことではあるが、この裁判体の**聞く耳持たずの体質**が治癒しがたい程度に達していることを示している。

上記事務連絡文書に対しては、適切な訂正をして、受領書を送信したところである(疎甲 6)。

8 選定当事者による上申書(弁論分離に反対)について

令和 5 年 9 月 26 日付で裁判所からファクシミリ送信書兼受領書とともに、梶山、樋渡を解任した 8 名の原告が選定当事者の手続きをしたこと及び選定当事者として塙清子を選任したこと、さらに同氏による「上申書、陳述書」等がファックスで送られてきた(疎甲 7/但し、冒頭 1 枚と同上申書の**み抜粋**)。

裁判所は相変わらず、「原告朝倉正幸ら」について「原告江田ら」という呼称に固執している。そのことは別にして、選定当事者塙清子の上申書が弁論分離に反対する趣旨を述べているので、原告朝倉正幸らが求める「弁論分離」は本件の審理を進める上で不可欠であり、切実な必要性があることを補足的に述べておく。

元々 24 名の原告団が分裂したのは、代理人梶山及び同樋渡が、本件において、被告の採用した土圧式シールド工法が不適切であること、被告による事前調査が重要部分において欠落していること、被告による情報隠蔽が余りにもひどすぎる等に関して重要かつ核心を突く技術論を展開し、関連する技術資料を提示した谷本親伯氏の提示した文書等を証拠として提出し、さらに、技術的専門的論争に関しては、同氏の見解を基本にすることを訴訟方針として示したことに関して、原告団分裂前の塙清子、三木一彦らが

激しく反発したことが原因である。

埴清子氏は、何の根拠もないのに、谷本親伯氏の意見書等の提出それ自体に激しく反対し、提出後においても、「引っ込める」ことを要求するなど無理難題を述べ、さらには、梶山、樋渡氏らの訴訟代理人の辞任を求め、谷本親伯氏の見解を技術論の柱とする訴訟方針についても、徹底して反対してきた。梶山、樋渡らが上記辞任に応じなかったことから、埴清子らは「解任」という手段に出たのである。

以上の経緯に鑑みれば、埴清子が上申書において、弁論分離に反対する趣旨は、要するに、原告朝倉正幸らの訴訟遂行を妨害し、攪乱する意図が認められる。原告朝倉正幸らが、選定当事者埴清子と相原告として本件訴訟を遂行することは、訴訟経済に資するどころか、同人による妨害行為による混乱を招き、訴訟の著しい遅延を招くことは必然である。

第3 結論

以上述べたとおりであって、高木勝巳裁判長裁判官、馬場潤裁判官及び三井みのり裁判官らは、訴訟指揮権を単に適切に行使しないというに止まらず、積極的に放棄することによって、事案の解明を妨げ、被告による情報隠蔽を助長し、事案を理解する努力についても、単なる怠惰を超えて、理解する意欲もなく、漫然と期日を徒過し、意見陳述等の機会にもパワーポイントの使用を頭から(何らの理由も示さず)拒否するなど、正に訴訟指揮権を濫用してきたのである。

その害は、単なる訴訟指揮権濫用の問題を超えて、被告による情報隠蔽を助長することによって事案の解明を著しく困難にしてきた。

加えて、一方において、原告らの要請に対して、聞く耳を持たず、弁論分離という切実な要求に対しても、その理由も聞こうともせず、二言目には「裁判所が決めることだから」などと述べて、権限を濫用し、原告団の呼称に関しても、何らの意見も聞かずに一方的に決めて押しつけてくるなど、限度を超えた(原告団の呼称をどうするかは裁判所の権限ではない)対応も認

められる。

以上の通りであって、高木勝巳裁判長裁判官、馬場潤裁判官及び三井みのり裁判官らに「**裁判の公正を妨げるべき事情**」が存することは明らかである。よって原告朝倉正幸らは民事訴訟法第 24 条に基づき、忌避申立の趣旨記載の裁判を求めるものである。

疎明資料

疎甲 1 号証	訴訟の進行及び訴訟指揮権の行使に関する要請書
疎甲 2 号証	原告第 8 準備書面
疎甲 3 号証	原告第 9 準備書面
疎甲 4 号証	裁判所からの事務連絡(R5/7/3 付け)
疎甲 5 号証	裁判所からの事務連絡(R5/9/21 付け)
疎甲 6 号証	疎甲 5 の事務連絡に対する受領書
疎甲 7 号証	裁判所からファクシミリ送信書兼受領書(R5/9/26 付け)/送信書に付された文書のうち、埴清子の上申書のみ添付

以 上